

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和57年5月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料が、昭和59年2月29日に還付されているとの回答を受けたが、私は、保険料の還付を受けた記憶は無いので、当該申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所で保管する申立人の国民年金被保険者台帳から、昭和59年2月29日に、申立期間①及び②の国民年金保険料の還付が決定されていることが確認できる。

申立期間①のうち昭和55年4月から56年2月までの期間及び申立期間②については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、社会保険事務局では、「社会保険事務所が還付の決定を行ったときには、還付請求書を含む還付通知書を作成し、被保険者に直接送付するとともに、市町村にも還付を決定した旨通知しており、この処理を行った際には、国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録欄に還付期間及び還付金額を記載することとされている。」としているところ、社会保険事務所で保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、還付期間及び還付金額が記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、A町で保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カードにも社会保険庁の記録と同様の記載が確認できることから、社会保険事務所から申立人に対して還付請求書が送付されていると考えられる。

2 しかしながら、申立期間①のうち昭和56年3月については、申立人の厚

生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月21日である上、申立人の夫は国民年金の加入期間であり、申立人が国民年金以外の他の公的年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険庁の記録を前提とした場合でも、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年7月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月8日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から同年11月まで
申立期間は、B社に勤務していた。

厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社は、商業登記簿謄本及び同社の元役員等の証言から、昭和43年7月8日に設立され、それ以前は、A社であったものと推認できるところ、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社は、同年7月8日に適用事業所ではなくなっており、申立期間においてB社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

一方、申立人の勤務期間について、A社において厚生年金保険の加入記録のある元従業員は、「申立人は、事務所の女性事務員が辞めた後に入社したと思う。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該女性事務員は昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっていること、及び別の元従業員は、「申立人は事務所勤

務で、会社の車を運転していたと記憶している。」と証言しており、申立人から別途聴取した業務内容と一致している上、当該元従業員の資格喪失日は同年4月4日となっていることを踏まえれば、申立人は遅くとも同年3月中に同社に入社したものと考えられるところ、申立人は、「昭和42年末に前の会社を退職した後、年明けから就職活動をした。採用は1日付けだったと記憶している。」と述べており、申立人の入社の際及び業務内容、並びにA社からB社に変わったことに係る具体的な供述から判断すると、申立人は、A社に、43年3月1日から、少なくともB社の設立日（昭和43年7月8日）以降まで勤務していたものと認められる。

また、申立人の供述及び元従業員の証言から、A社における当時の従業員数は約10人から12人であると考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和43年3月1日から同年7月8日までの期間における厚生年金保険被保険者数は9人から11人である上、申立人と同様に前職のある元従業員からは、入社時期と厚生年金保険の加入時期が異なっている旨の証言も無いことから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させ、特に前職のある従業員については入社当初から加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年7月8日から同年11月までの期間については、申立人が勤務していたと主張するB社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、元従業員等からも給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年7月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の入社直前に退職した事務員の昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和43年7月8日に適用事業所ではなくなっている上、事業主及び役員は死亡しており確認できないが、社会保険事務所の当該期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も

提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年10月まで

申立期間当時は、勤務していた会社を辞め、家業の農業の手伝いをしており、父親から生前、私の国民年金をかけていることを、何度も聞かされていた。

申立期間当時は、父親が母親の国民年金保険料を納付しており、私の保険料が未納であるはずがないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の母親の分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間とされており、当該期間については納付書が作成されず、申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立人の母親及び申立人の弟からも父親が申立人の保険料をいつ、いくら納付していたかについて供述が得られないことから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和33年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和35年10月1日から36年3月1日まで

社会保険事務所で加入記録を照会したが、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。また、C社に昭和33年から毎年秋から冬にかけて勤務していたが、35年の加入記録が無かった（申立期間③）。

しかし、申立期間①については、A社を紹介してくれた先輩や同級生と一緒に勤務し、会社から社会保険に加入する旨説明された記憶もある。申立期間②については、B社で、C社の下請け仕事や家畜を育てる仕事をしており、一緒に勤務していた同僚も記憶している。申立期間③については、季節作業員としてC社に、申立期間を含めて30回以上勤務した。厚生年金保険加入記録の無い昭和35年度と36年度の秋から春までの期間についても勤務していたと記憶しているが、記憶がはっきりしている35年度について申し立てる。

これらの申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間においてA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

また、連絡の取れた同僚は、「（A社に勤務していた期間において）社会保険に加入した記憶は無い。」と証言している。

申立期間②について、元従業員の証言から、申立人が申立期間当時にB社で勤務していたことはうかがえるが、勤務期間を特定できる証言は得られず、申立人の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料も得られなかった。

また、申立人は、B社に臨時職員として勤務したと述べており、連絡の取れた元従業員の証言から、同社は冬期間が繁忙期であるため、毎年10月ころから冬期間にかけて10人以上の季節雇用者が勤務していたと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に10月から冬期間にかけて厚生年金保険の加入記録がある者は見当たらない上、連絡の取れた同僚のうち3人は、季節雇用者として昭和32年度の冬から勤務し始めた旨回答しているものの、厚生年金保険の加入時期は、勤務開始時期から約7か月から10か月後の33年8月となっていることを踏まえれば、申立期間当時、同社では冬期間の繁忙期のみの季節雇用者については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと考えられる。

申立期間③について、申立人は、申立期間（及び昭和36年度の秋から春までの期間）においても毎年勤務していたことを裏付ける資料として、30操業期を勤務した旨を表彰する表彰状（平成2年2月28日付け）を提出しているが、申立人が当該事業所で勤務し始めた昭和33年度から当該表彰を受けた平成元年度までは32操業期（32年）あることから、2年間は勤務していないと考えられるところ、申立人は、昭和36年度においては、国民年金制度の発足に伴い国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者（5人）、及び当該同僚が名前を挙げた同僚（3人）には、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い一方、昭和35年度、又は同年度及び36年度の秋から春までの期間に厚生年金保険の加入記録が存在し、申立人が勤務していたとする部署で当該期間だけ勤務したと回答した者（3人）からは、申立人のことを記憶している旨の回答は得られなかった。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月から34年3月まで
② 昭和34年12月から35年3月まで
③ 昭和35年12月から36年3月まで
④ 昭和36年12月から37年3月まで
⑤ 昭和37年12月から38年3月まで
⑥ 昭和60年5月から同年12月まで
⑦ 昭和61年5月から同年12月まで
⑧ 昭和62年5月から同年12月まで
⑨ 昭和63年5月から同年12月まで
⑩ 平成元年5月から同年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A事業所で勤務していた期間のうちの申立期間①から⑤までの加入記録、及びB社で勤務していた期間のうちの⑥から⑩までの加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所で勤務していた期間のうち昭和33年3月までと、B社で勤務していた期間のうち平成2年6月以降については厚生年金保険の加入記録が存在しており、申立期間についても同様に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、連絡の取れた同僚の証言から、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時にA事業所に季節雇用の馬夫として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①においてA事業所で勤務していたと回答している同職種（馬夫）の元従業員8人のうち3人については、申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在していない一方、申立期間に加入記録の存在する5人については、申立期間より前の夏期間（昭和33年4月～10月）から厚生年金保険の加入記録が存在していることから、申立期間当時、A事業所では、すべての馬夫を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしておらず、夏期間から勤務している者だけを、冬期間の勤務においても厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられるところ、申立人の主張する勤務開始時期が昭和33年12月であることを踏まえれば、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入する取扱いとはされていなかったものと推認される。

申立期間②から⑤までについて、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A事業所には、厚生年金保険と健康保険の両方の適用事業所のほかに、昭和34年4月14日からは、健康保険のみの適用事業所が存在していたことが確認できるところ、社会保険事務所に一部だけ保管されていた、健康保険のみの適用事業所に係る被保険者名簿には、申立人の加入記録（昭和34年11月15日資格取得～35年3月1日資格喪失）が存在している。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同職種（馬夫）の元従業員については、申立期間②において健康保険のみの加入記録が存在している者がいる一方、申立期間②から⑤までにおいて厚生年金保険の加入記録のある者が確認できないことを踏まえれば、申立期間当時、A事業所では、馬夫については、健康保険のみに加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

申立期間⑥から⑩までについて、申立人は、B社で昭和60年から平成元年までの毎年5月から12月末まで勤務していたと主張しているが、B社の代表者は、「（申立人は、）農業を営んでおり、農閑期の就労だったとの記憶がある。当社の多忙期に短期間（2、3か月）の臨時的な就労だったと考えられる。」と証言しており、連絡の取れた元従業員も、「申立人は、春の田植えと秋の稲刈り時期の間に働いていた人である。」と証言しており、このほか、申立人が、その主張する期間において勤務していたことを裏付ける証言や人事記録等の資料は得られなかった。

また、B社の代表者は、「昭和60年ころから、雇用期間が4か月以上の労働者を対象に厚生年金保険に加入させることになった。雇用保険に加入していれば厚生年金保険もかけていた。」と述べており、同社の事務担当者も、「農閑期だけ働いていたのは、申立人一人だけだった。厚生年金保険と雇用保険は必ず一緒に手続をするので、雇用保険の加入記録が無ければ、厚生年金保険もかかっていない。」と証言しており、申立期間当時において雇用保険の加入記録を確認できた元従業員については、厚生年金保険と雇用保険の

加入記録が一致していることから、同社では、従業員について厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと推認できるところ、申立人には、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 323 (旭川厚生年金事案 49 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年5月1日から29年5月1日まで

前回の年金記録に係る確認申立てにおいて、昭和29年5月1日から30年1月1日までの期間については厚生年金保険被保険者期間とする旨あつせんされたことに異議は無いが、それ以前の申立期間においてもA社に勤務していた。

当時、A社では中学卒業(で勤務していた)者も大勢厚生年金保険に加入させており、法律的にも3か月以上就労していれば厚生年金保険に加入することになっていたはずである。

就労していた当時に撮影した写真でも、黒板に「28年」とはつきり書かれていることが確認できる。また、昭和26年に会社の前で撮影した写真も提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、就労の事実については推認できるものの、申立人提出の昭和28年当時に撮影した集合写真に写っている申立人が付けているバッジが、厚生年金保険に加入する取扱いとされていた「正社員」に配布されるA社の「社章」であるとは考え難いこと、申立期間当時において申立人と同職種の同僚であり、申立人と同時期に定時制高校に入学し、通学しながら同社に勤務していた者(二人)の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、高校を卒業(昭和29年3月)した後の29年5月1日となっており、当該同僚の証言から、当該事業所における「正社員」の採用については高校卒業(程度)が条件となっていたものと推認されることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月16日付け年金記録の訂正は必要でな

い（当初の申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 1 月 1 日までの期間についてはあつせんする必要があるが、今回の申立期間については訂正する必要がない）とする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「当時、A社では中学卒業（で勤務していた）者も大勢厚生年金保険に加入させており、法律的にも3か月以上就労していれば厚生年金保険に加入することになっていたはずである。」と主張しているが、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において高校を卒業する年齢に満たない者に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

また、A社における厚生年金保険の資格取得者数について、昭和 26 年は 34 人確認できるものの、27 年は 7 人、28 年は 1 人しか確認できず、この後の 29 年は 32 人、30 年は 22 人確認できるところ、A社の労働組合の 40 年史には、28 年当時に「臨時従業員の採用化闘争」が行われていた旨の記載があり、連絡の取れた元従業員（昭和 26 年に被保険者資格を取得）は、「A社の労働組合の活動は活発だった。私たちの後の採用は少なかったか、あっても臨時採用だったと思う。」と証言している上、連絡の取れた複数の元従業員は、臨時職員として勤務を開始した時期から相当期間（最長で約 3 年以上）を経過した後に厚生年金保険に加入した記録となっていることが確認できる。

これらの事情を踏まえると、申立期間当時、当該事業所においては、少なくとも高校卒業（程度）の年齢に達していない従業員については、厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年4月まで

前の運送会社を退社後、A社に入社し、知人が設立した運送会社の手助けのために退職するまで、トラック運転手として勤務していた。

A社では、B市内の酒造会社から販売店への酒類の配送、一般的な家庭の引っ越し、雑貨やコンクリート製品の配送等の業務を行っていた。今般、同社に勤務していた当時の経理担当事務員が、当時、給料から厚生年金保険料を引いていたが、会社側で掛けていなかったと話してくれた。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言から、申立人が、申立期間当時においてA社でトラック運転手として勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間を特定できる証言は得られず、また、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和51年12月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料も得られなかった。

また、当時の事務担当者2人の証言から、申立期間当時の従業員数は25人から40人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者数は13人から21人であり、連絡の取れた元従業員が同僚として名前を挙げた者のうち11人（申立人と同職種（トラック運転手）6人、助手5人）に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和41年8月31日付けで同年に入社した従業員4人の資格取得日が2

か月から3か月さかのぼって訂正されており、翌年にも同様に従業員3人の資格取得日が3か月から6か月さかのぼって訂正されていることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人には雇用保険の加入記録も無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 11 月 21 日まで
申立期間は、A社の代表取締役として、月額 40 万円ぐらいの報酬を受けていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 12 月 8 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額（32 万円）が、9 年 11 月 1 日までさかのぼって 10 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点の被保険者 6 人のうち、標準報酬月額を減額訂正された者は申立人のみであるところ、申立人は、「社会保険料は、いつも手形で支払っていたが、平成 11 年 11 月に手形が不渡りとなったため、社会保険料も滞納の状態になったと思う。」、「社会保険の届出については、いつも私が社会保険事務所へ行っていた。」と述べていることを踏まえると、当該訂正処理に係る届出については、申立人が関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 8 月 31 日まで

申立期間は、A社の代表取締役として、平成 11 年 8 月から 12 年 12 月までは月額 50 万円、13 年 1 月から同年 4 月までは月額 45 万円、同年 5 月から同年 8 月までは月額 35 万円の役員報酬を受けていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が減額訂正されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 9 月 11 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額（平成 11 年 8 月から 12 年 8 月までは 59 万円、同年 9 月から 13 年 2 月までは 50 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 44 万円）が、11 年 8 月 1 日までさかのぼって、同年 8 月から 12 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から 13 年 7 月までは 20 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「遡^{そきゅう}及して記録の訂正をする届出書に記載したり、提出をした記憶は無い。」と述べているものの、「平成 12 年の夏ごろから社会保険料を滞納し、社会保険事務所から役員報酬を下げることについての指導を受けたことを記憶している。」、「代表印を持参し、社会保険事務所へ行った記憶がある。」と述べており、当該事業所における社会保険料の滞納の実態がうかがえるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人以外にも、標準報酬月額が減額訂正されている者が一人確認でき、申立人及び当該者は、申立人が社会保険事務担当者であったとしていることを踏

まえると、当該訂正処理に係る届出については、申立人が関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 11 日から 37 年 11 月 23 日まで
中学校卒業後の昭和 33 年 4 月から A 事業所に勤務し、37 年 11 月まで、夏は造林のための測量、冬は翌年に販売する木材の資料作成のための調査（木の種類及び太さ等）をしていたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 34 年 3 月 11 日になっている。
厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によると、当時、A 事業所には、健康保険及び厚生年金保険の両方の適用事業所のほかに、昭和 34 年 4 月からは、健康保険のみの適用事業所が存在していたことが確認できるところ、社会保険事務所に一部だけ保管されている健康保険のみの適用事業所に係る被保険者名簿には、申立人の加入記録（昭和 34 年 4 月 12 日取得～同年 11 月 6 日喪失、35 年 5 月 1 日取得～同年 11 月 1 日喪失）が存在していることから、申立人は、申立期間のうち当該加入記録の存在する期間において、季節雇用者として A 事業所で勤務していたことが確認できるが、当該期間以外の申立期間における勤務期間を特定できる証言は得られず、また、勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた 4 人については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の加入記録が存在する者はいない上、このうち、申立人の紹介で、申立人と共に季節雇用者として勤務していたと

述べている者1人については、申立人と同様に、健康保険のみの適用事業所において加入記録（昭和34年4月17日取得～同年11月6日喪失、35年4月18日取得～同年11月6日喪失）が存在していることを踏まえれば、申立期間当時、A事業所では、すべての季節雇用者を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしておらず、申立人と同じ季節雇用者として勤務していた従業員については、健康保険のみに加入させる取扱いとしていたものと推認される。

さらに、申立人もA事業所において申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間に、健康保険のみの適用事業所において加入記録が存在している前述の同僚は、「自分と申立人は一緒にA事業所を辞め、B社に入社した。申立人は、同社が有限会社となる昭和39年2月に退職しており、同社では4年くらい在籍していたと記憶している。」と証言しており、B社の元事業主も、「申立人と当該同僚はA事業所を辞めて一緒に入社してきた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において「B社」に勤務していた可能性があるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、同社が有限会社となった昭和39年*月*日であり、同日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、当該同僚及び元事業主からも、厚生年金保険に加入していない期間に厚生年金保険料の控除があった旨の証言は得られていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。